

山梨県生活排水処理施設整備構想 2014

平成26年3月

山 梨 県

はじめに

本県は、富士山をはじめとして南アルプス、八ヶ岳、秩父山系など多くの山に囲まれ、緑豊かな森林や清らかな水に恵まれています。

このような良質な水環境を将来の世代に引き継いでいくことは、我々の責務であります。

近年の河川や湖沼などの公共用水域の水質汚濁の主な原因は一般家庭から排出される生活排水であることから、生活排水を適切に処理することが水環境を保全するために最も重要です。

県では、市町村と協議のうえ、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の計画的かつ効率的な整備を推進するため、平成9年度に山梨県生活排水処理施設整備構想を策定しました。

その後、平成15年度に新たな構想に引き継がれ、平成20年度に見直しを行い、各種生活排水処理施設の整備を進めてきました。

しかし、この構想の見直しを行ってから5年が経過し、本年度構想の目標年次を迎えたことから、新たな構想を策定することとしました。

今回の構想では、目標を10年後とし、平成35年度に生活排水クリーン処理率を87.4%とする計画としており、毎年進捗状況等を確認する中で必要に応じて見直しを行うこととしております。

今後はこの新たな構想に基づき生活排水処理施設の計画的かつ効率的な整備を進めていきます。

平成26年3月

目 次

1 構想の基本的事項	1
(1)策定の趣旨	1
(2)構想の位置付け	1
2 生活排水対策の現状と課題	2
(1)生活排水処理施設の種類	2
(2)生活排水処理施設整備の状況	4
(3)生活排水処理施設整備の効果	5
(4)生活排水処理施設整備の課題	7
3 生活排水処理施設整備構想	10
(1)基本方針	10
(2)構想の目標年次等	10
(3)構想の策定方法	10
(4)構想の目標	11
4 事業別処理人口	12
(1)下水道	12
(2)農業集落排水処理施設	12
(3)合併処理浄化槽	12
(4)コミュニティ・プラント	12
(5)小規模規模集合処理	12
5 構想の推進	14
(1)地域特性に応じた効率的な施設整備	14
(2)財源の確保	14
(3)集合処理の推進	14
(4)合併処理浄化槽への転換	14
(5)県民への周知	14
6 進行管理	15
資料	

1 構想の基本的事項

(1) 策定の趣旨

下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備については、国土交通省、農林水産省、環境省等の国の所管省が異なることや、県及び市町村においても所管部署が異なることから、相互に連携し調整協力をを行い計画的かつ効率的に事業を実施する必要があります。

県では、生活排水処理施設の計画的かつ効率的整備を推進するため、平成9年度に「山梨県生活排水処理施設整備構想」を策定し、その後、構想の目標年次を迎える、平成15年度に第2次となる「山梨県生活排水処理施設整備構想」を策定しました。

さらに、平成20年度に構想の見直しを行い「山梨県生活排水処理施設整備構想(見直し版)」として策定しました。

しかし、この構想から5年が経過し、本年度構想の目標年次を迎えたこと、各市町村においても生活排水処理基本計画の見直しが行われていることなどから、今後の人団動向や地域の実情を考慮した施設整備を検討する必要が生じ、今回新たな構想を策定しました。

整備構想(策定年度)	構想(平成9年)	構想(平成15年)	構想(平成20年見直し)	新構想
実施計画期間	平成9年～15年度	平成16年～22年度	平成21年～25年度	平成26年～35年度
基準年次	平成7年度	平成13年度	平成19年度	平成24年度
基準年次生活排水クリーン処理率	37%	56%	73%	78.1%
目標年次	平成15年度	平成22年度	平成25年度	平成35年度
目標年次生活排水クリーン処理率	71%	82%	82%	87.4%
実績	64%	76%	78%(平成24年度)	

(2) 構想の位置付け

ア 本構想は、平成7年12月の厚生省、農林水産省、建設省の3省連名通知に基づき、各市町村の計画（生活排水処理基本計画等）を基に、県が広域的な観点から調整・検討を行い策定したものです。

イ 山梨県生活環境の保全に関する条例第58条に定める、生活排水処理施設の効率的な整備に関する計画として位置づけられています。

2 生活排水対策の現状と課題

(1) 生活排水処理施設の種類

生活排水処理施設には、複数の家屋の生活排水をまとめて処理する集合処理施設（下水道、集落排水処理施設など）と各戸の生活排水を個別に処理する個別処理施設（浄化槽など）様々な種類があり、経済性、地域性及び事業の特性等を考慮したうえで実施事業が選択されます。

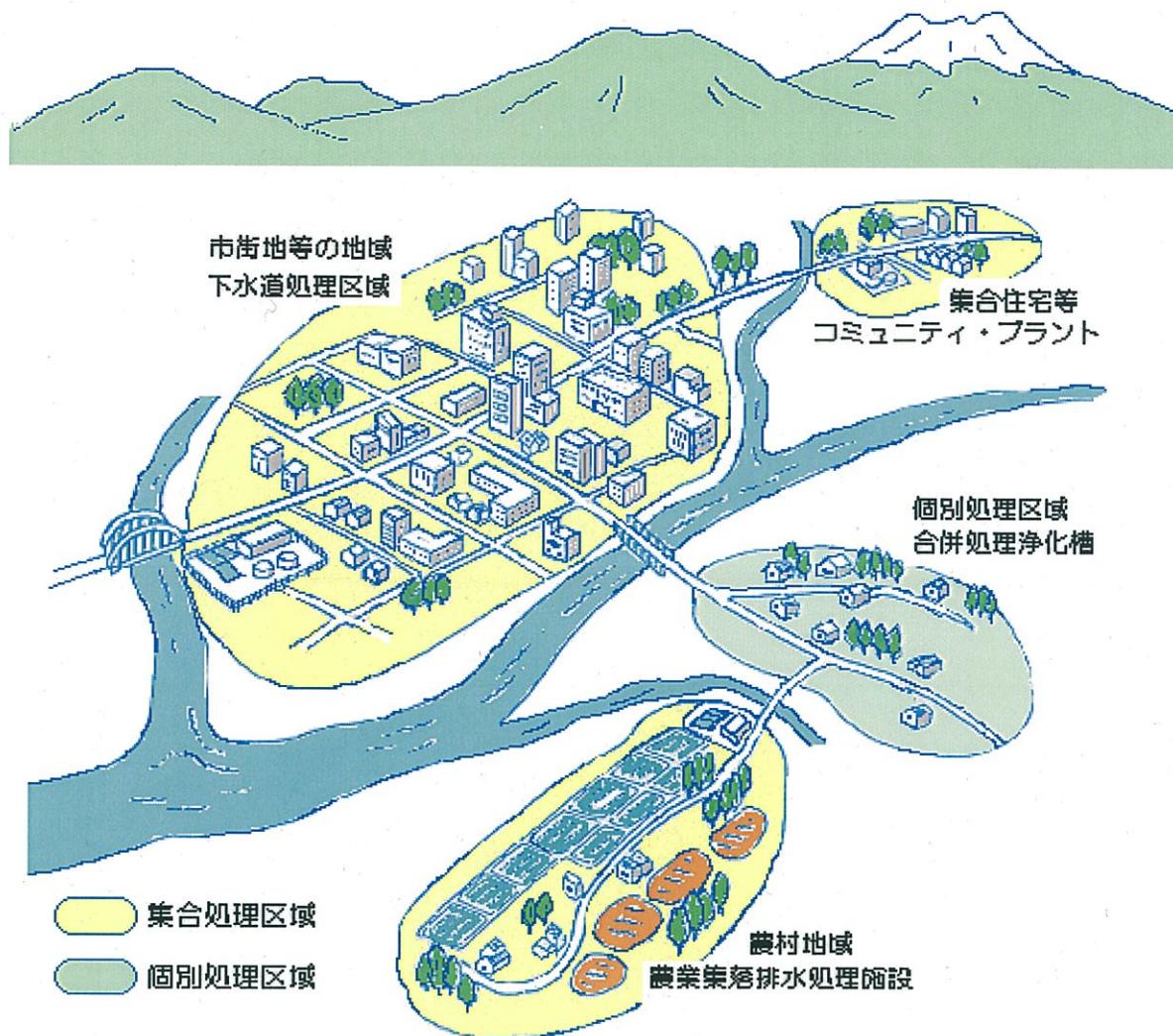
1 集合処理施設

国土交通省	流域下水道	2以上の市町村の区域の下水を排除し処理する県が管理する下水道で市町村の下水を受け入れる幹線と終末処理場で構成					
	市町村内の下水を排除又は処理する下水道で、市町村が管理するもの						
	公共下水道(狭義)	主として市街地における下水を下水を排除し又は処理するため市町村が管理する下水道					
	公共下水道(広義)	<table border="1"><tr><td>単独公共下水道</td><td>市町村が独自に終末処理場を有するもの</td></tr><tr><td>流域関連公共下水道</td><td>県の流域下水道に接続するもの</td></tr><tr><td>特定環境保全公共下水道</td><td>公共下水道のうち都市計画区域以外で設置されるもの (単独下水道と流域関連下水道がある) 計画人口概ね1,000人以上10,000人未満</td></tr></table>	単独公共下水道	市町村が独自に終末処理場を有するもの	流域関連公共下水道	県の流域下水道に接続するもの	特定環境保全公共下水道
単独公共下水道	市町村が独自に終末処理場を有するもの						
流域関連公共下水道	県の流域下水道に接続するもの						
特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち都市計画区域以外で設置されるもの (単独下水道と流域関連下水道がある) 計画人口概ね1,000人以上10,000人未満						
農林水産省	農業集落排水処理施設	農業振興地域並びにこれと一体的に整備できる農業集落において市町村が実施するもので計画規模20戸以上概ね1,000人以下					
	簡易排水処理施設	山村、過疎、特定農山村のいずれかの地域内で市町村等が実施するもの。計画規模は3戸以上20戸未満					
	林業集落排水処理施設	森林整備市町村の林業振興地域内で市町村が実施するもので計画規模は概ね20戸以上					
総務省	小規模集合排水処理施設	10戸以上20戸未満の規模で実施する地方単独事業					
環境省	コミュニティー・プラント	集合住宅などに設置するもので計画人口101人以上30,000人未満					

2 個別処理施設

環境省	合併処理浄化槽	し尿と雑排水を併せて処理する施設。地形に影響されず短時間で設置が可能	
		市町村設置型	水道水源の水質保全などを目的として市町村が設置・管理するもの
		個人設置型	個人などが設置・管理するもの
総務省	個別排水処理施設	20戸以上の規模で実施する地方単独事業	

各生活排水処理施設を整備する場合には地域の特性に適した施設を選択する必要がありますが、その概念は次のとおりです。



処理方式の比較

処理区域		実施区域	施設の利点
集合処理	下水道	市街地等人口が比較的密集している地域で実施されます。	面的整備により、効率的に普及を進めていくことが出来、一般家庭のし尿や生活雑排水をはじめ、工場排水など多種多様な汚水を一括処理して安定した水質で放流することができます。
	農業集落排水処理施設	農村振興地域等で実施され、公共用水域の水質保全のほか、農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善も目的としています	小さな集落が散在している農村部において、農村の特性に合わせて、集落単位（小規模）で効率的に整備できます。また、小規模分散型なので、浄化された水が河川に還元される割合が高く、農業用水として活用できる。さらに、発生汚泥を有機肥料等で農地に還元できます。
	コミュニティ・プラント	集合住宅など地域ぐるみで生活排水等を処理する場合に実施されます。	建設費が安価であり、短期間で建設できることから、水洗化に対する住民ニーズに迅速に対応できます。主に新規に造成される団地、既存の集落等定住地域に整備されます。
個別処理	合併処理浄化槽	家屋間距離が大きい場合や集合処理に適さない地形の地域、緊急に生活排水対策が必要な地域に適しています。	単体設置であるため、人口増減や地形といった地域実情に柔軟に対応でき、また、安価で短期間での設置が可能です。さらに、発生源で処理するため身近な公共用水域から処理効果があります。

(2) 生活排水処理施設整備の状況

本県の生活排水クリーン処理率は、平成7年度（初期構想の基準年次）の36.7%から平成24年度末には78.1%となり41.5ポイント上昇しています。

事業実施市町村数

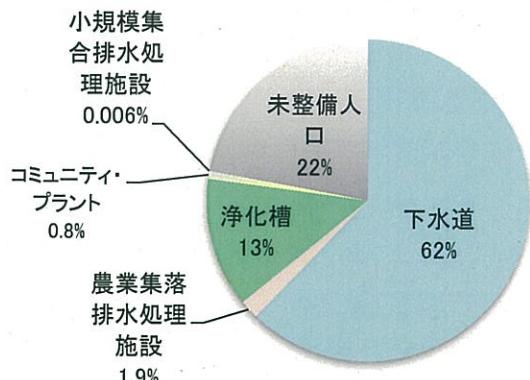
(平成24年度)

生活排水処理施設の種類	市	町	村	合計
下水道	13	7	4	24
農業集落排水処理施設	6	4	1	11
合併処理浄化槽	13	8	6	27
コミュニティ・プラント	4	1		5
小規模集合排水処理施設		1	1	2

本県の市町村では、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント、小規模集合排水処理施設の5種類の事業を実施しています。

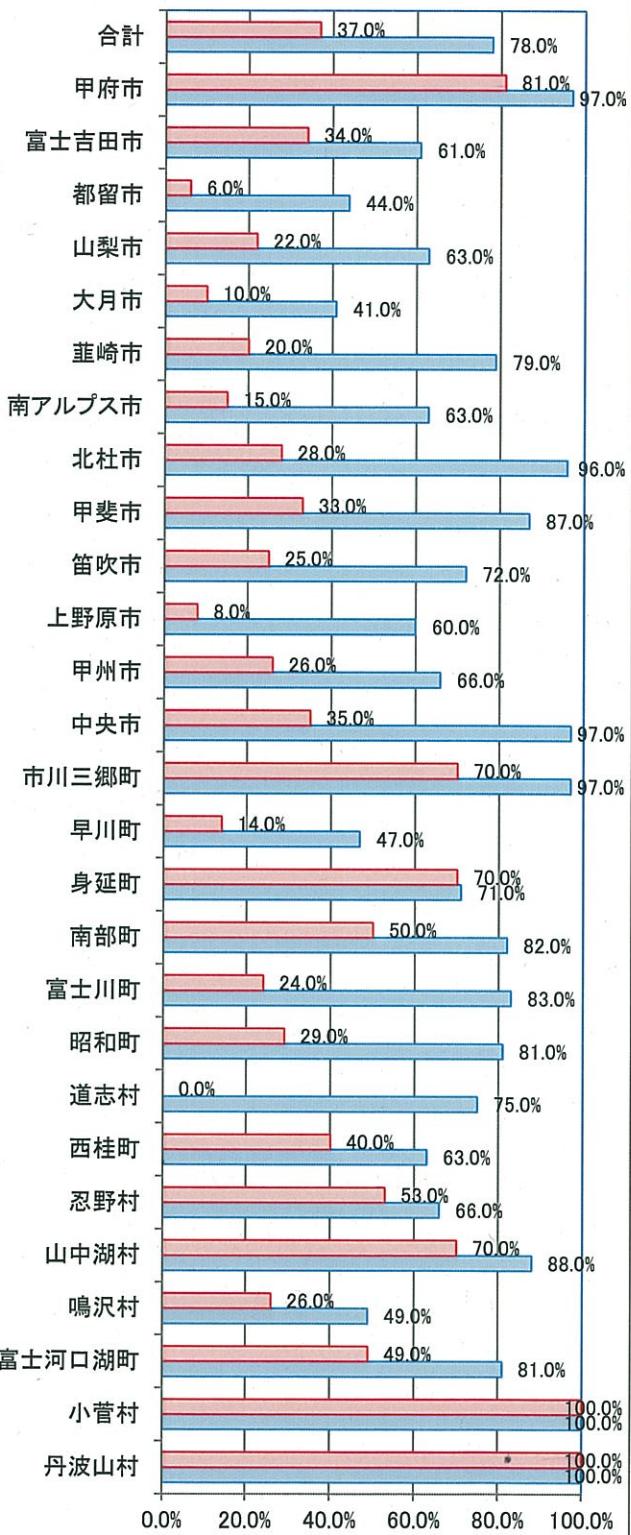
簡易排水処理施設、林業集落排水処理施設の整備実績はありません。

生活排水処理施設別割合(H24)



県人口に対する生活排水処理施設別の割合は、下水道が62%で合併処理浄化槽が13%となっています。

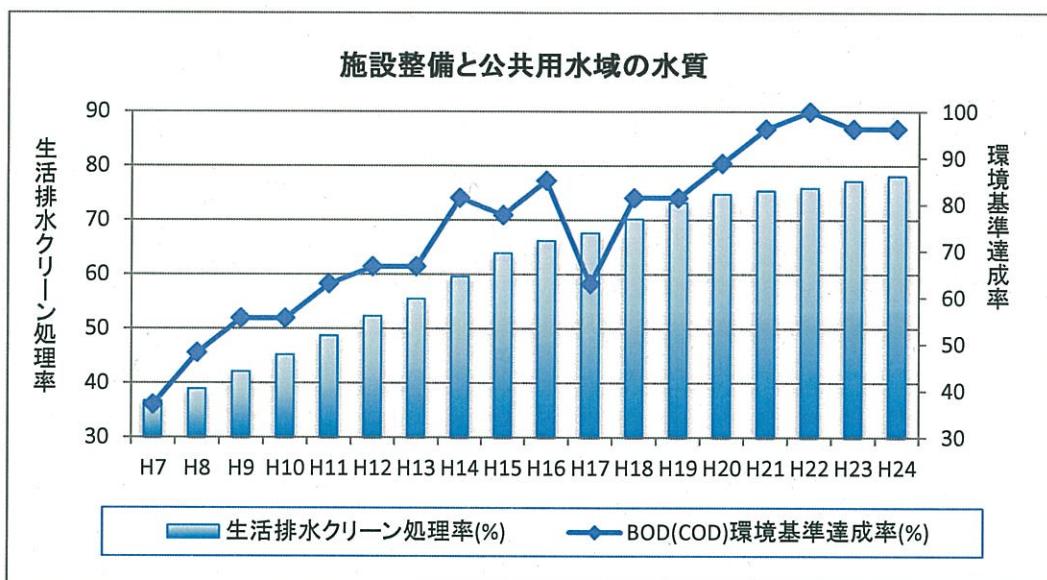
市町村別生活排水クリーン処理率
上段:平成7年度 下段:平成24年度



(3) 生活排水処理施設整備の効果

生活排水処理施設の整備が進んだことにより、未処理で河川や湖沼などの公共用水域に流入する生活排水が減少し公共用水域の水質が改善されてきました。

生活排水処理施設が整備され、生活排水クリーン処理率が向上した結果、本県の公共用水域におけるBOD(COD)の環境基準達成率^(※)は37%（平成7年度）から96%に（平成24年度）に上昇しています。



(※) BOD：水中の有機性汚濁物質が微生物により分解されるときに必要な酸素の量で、河川の汚濁を評価する際の代表的な指標（数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。）

COD：湖沼等の汚濁の度合いを示す指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量で示したもの

環境基準達成率：県内公共用水域27水域におけるBODまたはCODの環境基準を達成している割合

また、県内の公共用水域の水質について平成7年度と平成24年度を比較すると、概ねすべての環境基準点で水質の改善が認められています。

これは、生活排水処理施設の整備により、未処理で河川や湖沼に流入していた生活排水が処理され、水質が改善したことによるものです。

環境基準点における水質の現況

水系名	流域名	水域名	番号	水質測定点	類型	基準値	平成7年度BOD(COD)値(mg/㍑)	平成13年度BOD(COD)値(mg/㍑)	平成19年度BOD(COD)値(mg/㍑)	平成24年度BOD(COD)値(mg/㍑)
富士川	富士川(1)	富士川(1)	1	船山橋	AA	1	1.0	1.1	1.0	0.5
		富士川(2)	2	三郡西橋	A	2	1.7	1.5	1.3	0.8
		富士川(3)	3	富士橋	A	2	3.1	3	2.0	1.5
		富士川(4)	4	南部橋	A	2	1.1	0.9	0.6	0.8
		黒沢川	5	黒沢川流末	C	5	7.0	2.8	1.9	1.9
		滝沢川	6	新大橋	B	3	4.4	4.6	6.2	3.9
	笛吹川	笛吹川上流	7	亀甲橋	A	2	1.8	0.8	0.8	0.7
		笛吹川下流	8	三郡東橋	A	2	3.7	2.7	2.0	1.3
		重川	9	重川橋	B	3	3.8	2.4	2.4	1.4
		日川	10	日川橋	A	2	1.7	1.1	1.0	0.7
		平等川	11	平等川流末	B	3	3.4	2.7	1.5	1.9
		濁川	12	濁川橋	C	5	6.7	4.5	4.0	3.2
		荒川上流	13	桜橋	AA	1	1.1	0.8	0.7	0.6
		荒川下流	14	二川橋	B	3	4.3	2.5	1.9	1.5
		鎌田川	15	鎌田川流末	B	3	4.9	3.6	2.1	1.9
相模川	相模川上流	相模川上流(1)	16	富士見橋	AA	1	0.9	0.6	0.6	0.7
		相模川上流(2)	17	大月橋	A	2	1.9	1.6	1.1	1.0
	相模川中流	宮川	18	昭和橋	B	3	6.3	4.7	3.5	2.6
		柄杓流川	19	柄杓流川流末	A	2	1.5	1.7	1.1	1.0
	相模川下流	朝日川	20	落合橋	A	2	2.3	0.6	0.6	0.6
		笛子川	21	西方寺橋	A	2	1.5	1	1.0	0.9
	相模湖	鶴川	22	鶴川橋	A	2	2.7	1.2	1.2	0.7
		山中湖	1	山中湖湖心	A	3	3.4	3.2	3.1	2.4
		河口湖	2	河口湖湖心	A	3	3.3	3.2	3.2	2.6
		西湖	3	西湖湖心	A	3	2.3	2.4	2.8	2.3
		精進湖	4	精進湖湖心	A	3	3.6	2.9	2.9	3.0
		本栖湖	5	本栖湖湖心	AA	1	1.3	1.2	1.3	1.0

(4) 生活排水処理施設整備の課題

本県の生活排水処理施設整備を進める上で、次のような課題があります。

ア 全国に比べ低い生活排水クリーン処理率

本県の生活排水クリーン処理率は平成24年度末が78.1%で、全国平均の88.1%に対して10ポイント下回っており、全国順位は32位となっています。

イ 生活排水クリーン処理率の伸びの鈍化

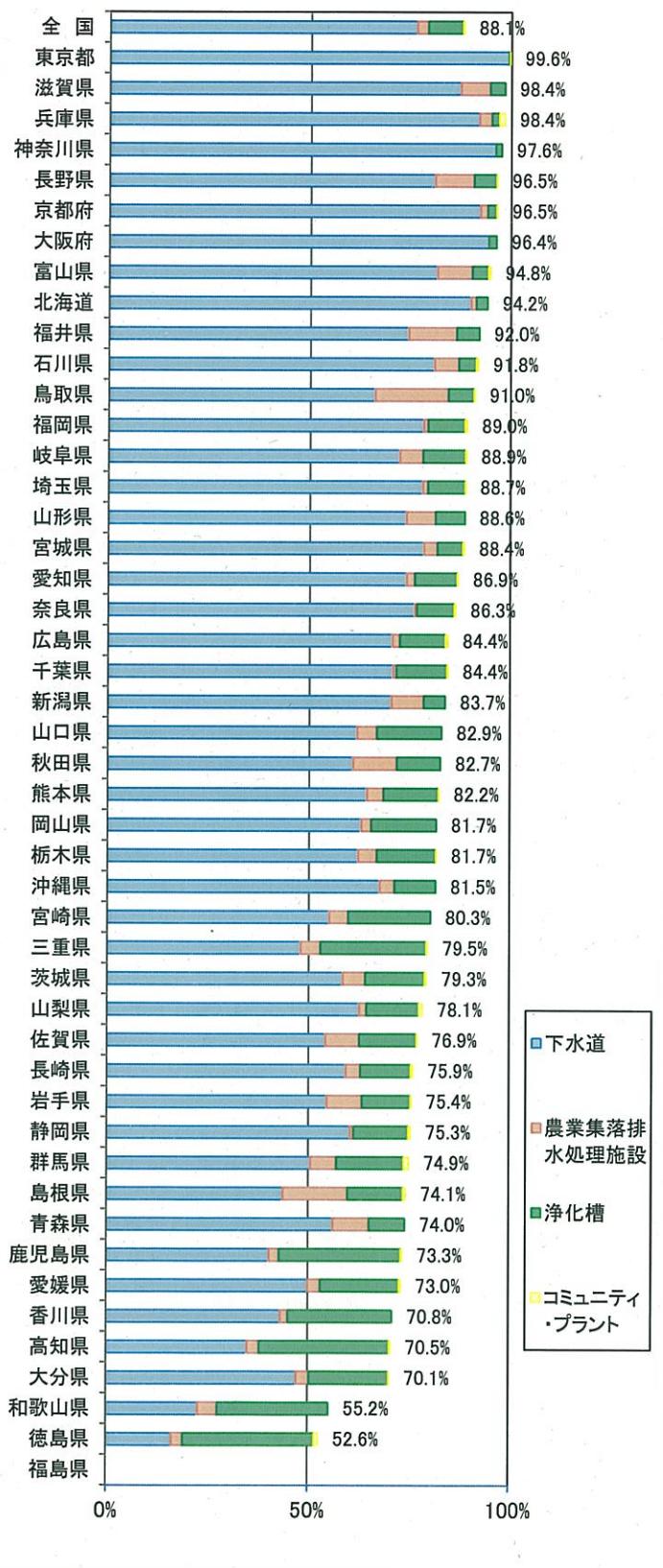
クリーン処理率の伸びは、平成7年度以降毎年2.2~4.6ポイントの伸びがありましたが、ここ5年間では、0.4~1.6ポイントとなっており鈍化傾向にあります。

ウ 経済情勢

下水道においては、近年景気低迷の影響を受け、市町村財政の逼迫や国の交付金の縮小などにより財源不足となり、整備事業の先延ばしをせざるを得ない状況にあります。

また、浄化槽整備においても、厳しい経済情勢による影響が関係し、市町村設置型では、単独浄化槽からの転換希望者の減少や個人設置型については新築家屋の減少などが要因と考えら

都道府県別整備状況(平成24年度)



れます。

エ 市町村間における生活排水クリーン処理率の格差

生活排水クリーン処理率を市町村別にみると、90%を超えている市町村がある一方で、50%に満たない市町村があり、市町村によりクリーン処理率に大きな格差が生じています。

これは、下水道整備の開始時期、地理的・地形的条件のほか、市街地の都市基盤整備の遅れや家屋の散在などによる整備の困難さなどが要因と考えられます。

本県の自治体のうち、全国平均を上回った整備を行っているところは6市町村に留まっています。

また、本県の都市規模別の整備状況を全国と比較すると、人口規模が10万～30万人の都市においては、全国平均を上回っています。

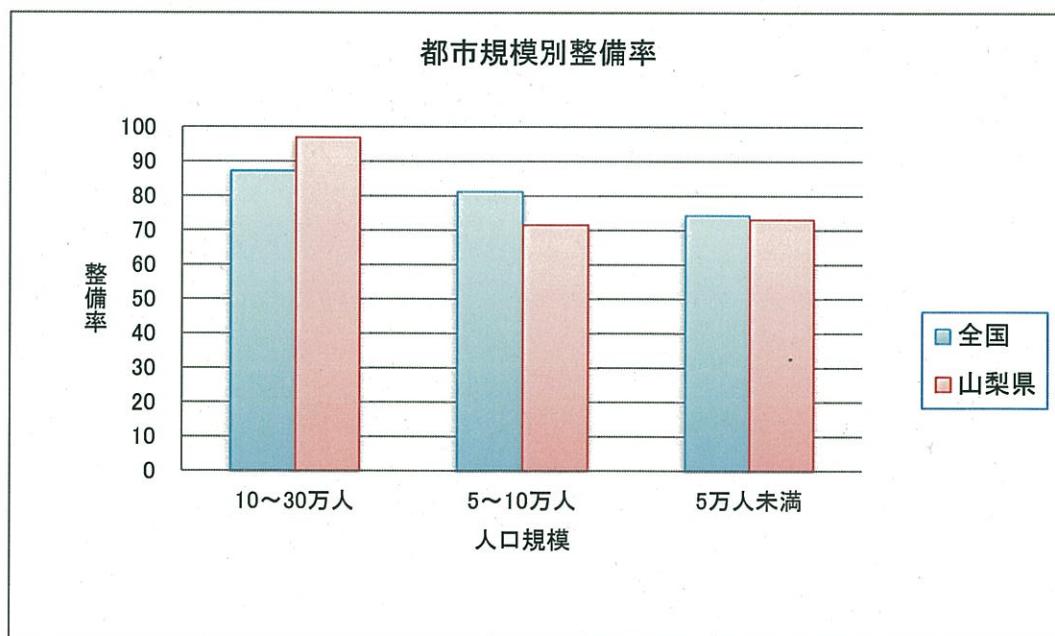
しかし、人口規模が5万人～10万人の都市では全国平均を下回っており、人口規模5万人以下の都市では、ほぼ全国平均となっています。

今後、生活排水処理対策を推進するためには、これら整備率の低い市町村における整備の促進が重要です。

10～30万人：甲府市

5～10万人：南アルプス市、甲斐市、笛吹市

5万人未満：上記以外のすべての市町村



オ 人口減少

本県の人口は、平成 11 年度をピークに減少しており、今後も減少していくと予想されています。

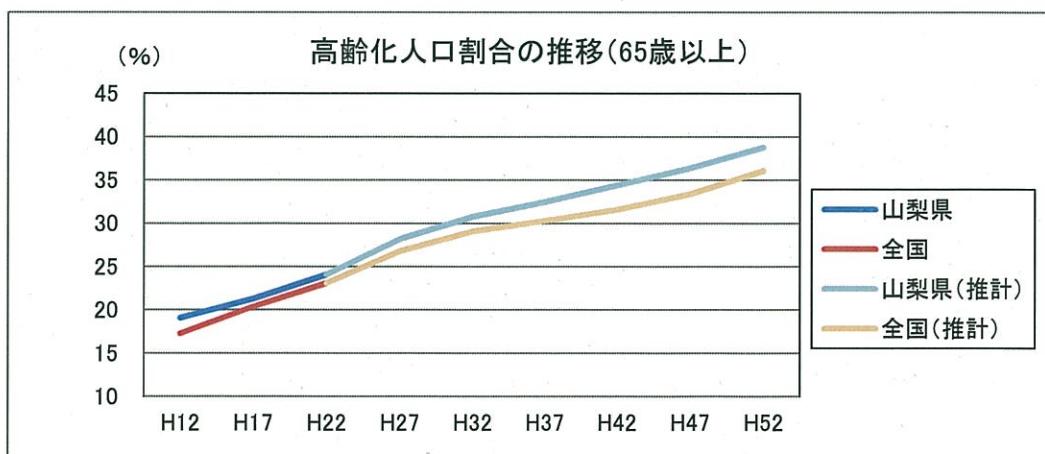
人口の減少は、汚水処理量の減少に伴う下水道の稼働率や管路の流下機能の低下、下水道使用量収入の減少等につながることから、人口減少を適切に考慮した施設の整備や管理を進めていく必要があります。



※平成 24 年度 山梨県常住人口調査結果報告および国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月）をもとに作成

また、本県の人口に対する高齢者の割合は全国平均を上回っており、今後もこの状態が継続すると予想されます。

高齢者世帯が増加することにより、集合処理施設への接続や浄化槽の設置などが進まなくなることが懸念されます。



※高齢社会白書（平成 13 年版、平成 18 年版、平成 24 年版）、日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月）、平成 25 年度高齢者福祉基礎調査結果をもとに作成

3 生活排水処理施設整備構想について

(1) 基本方針

- ア 生活排水処理施設の整備を計画的、効率的に推進するため、県下全域における整備区域、整備手法を明らかにします。
- イ 目標年次（平成35年度）における生活排水クリーン処理率は、各市町村の計画（生活排水処理基本計画等）を取りまとめ県全体の整備目標とします。
- ウ 構想は社会情勢の変化や市町村の意向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。
- エ 毎年度進捗状況を確認し進行管理を行います。

(2) 構想の目標年次等

基準年次：平成24年度

目標年次：平成35年度における生活排水クリーン処理率

（平成30年度に見直し）

$$\text{※生活排水クリーン処理率} = \frac{\text{生活排水処理施設整備人口}}{\text{県人口}}$$

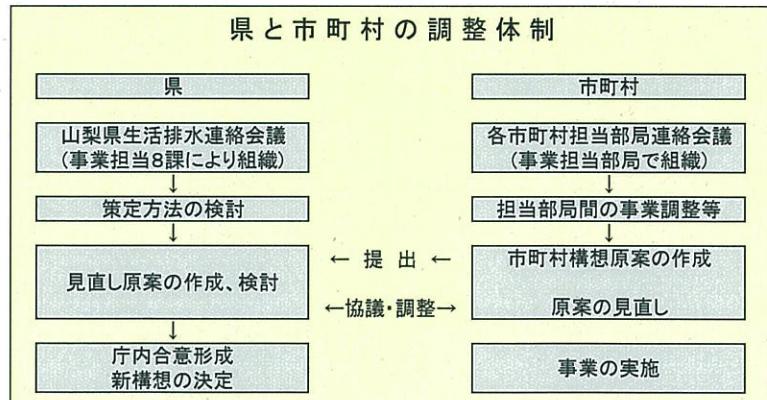
(3) 構想の策定方法

これまでの構想の策定は、事業主体である市町村の計画を基に、県と市町村との協議により調整を図りながら策定してきました。今回の構想策定についてもこれまでの手法を踏襲して行いました。

県及び市町村においては、事業により担当課等が異なる

ことから、県にあっては生活排水処理施設整備の事業担当課で組織した「生活排水対策連絡会議」を活用し、また、市町村においても県に準じた体制で連携を図ることとしました。

今回の構想策定に当たり留意した点は次のとおりです。



- ア 集合処理区域、個別処理区域の設定及び区域内の事業選定は、経済性や地域の自然的、社会的条件及び事業完了後の管理面等を考慮して行います。
- イ 目標年次までの年度ごとの生活排水処理施設の整備人口の算出は、過去の事業実施状況や各市町村の事業計画等から、各事業の整備可能量を予測して算出するが、将来の人口動向についても考慮します。

今後新たな情勢の変化により、市町村の選定事業等を変更する必要が生じた場合も、今回の見直しと同様にこれらの組織により必要な調整を行い、円滑な事業推進を図って行くこととしています。

(4) 構想の目標

平成35年度末に、生活排水クリーン処理率87.4%を目指します。

基準年次（平成24年度）の
生活排水クリーン処理率

78.1%



目標年次（平成35年度）の
生活排水クリーン処理率

87.4%

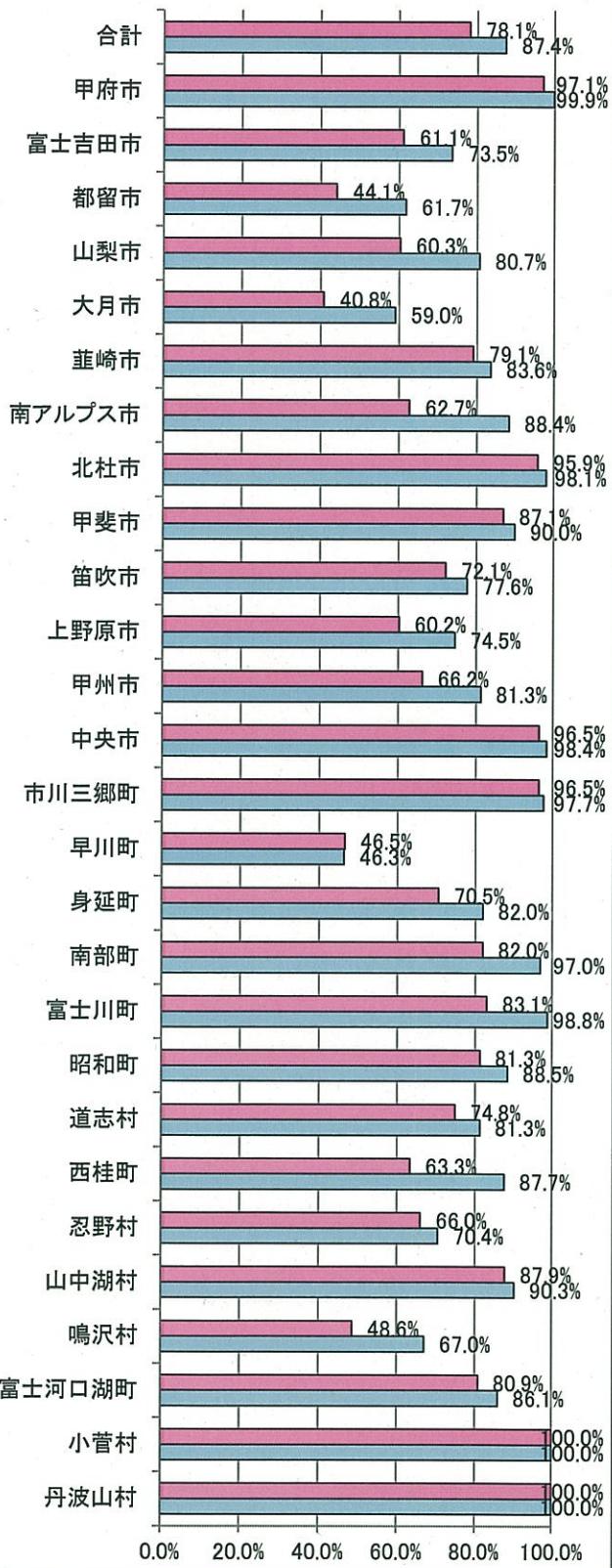
この目標値では、基準年次から目標年次までの11年間で9ポイントの上昇となります。

一方、生活排水クリーン処理率は整備の進捗により上昇し、生活排水クリーン処理率が90%を超える市町村数は、平成24年度の6市町村から、平成35年度には10市町村となる見込みです。

この目標は、各市町村がこれまで実施してきた下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設等の整備の実績や市町村計画を基に推計した処理人口等を県と調整・協議を行なった上で集積したものであり、今後、この目標の達成に向け各事業を推進していくこととします。

市町村別生活排水クリーン処理率

■平成24年度 □平成35年度



4 事業別処理人口

本県の行政人口は、平成24年度の約86万4千人から平成35年度には約5万9千人減少し、約80万5千人になると見込まれています。

目標年次における事業別処理人口は次のとおりです。

(1) 下水道

下水道整備事業は、人口減少や厳しい財政事情の中で比較的人口密度の高い地域で整備事業を実施しているが、整備区域が市街地周辺部へ移っていくことから、処理人口の大幅な増加は見込めません。

今後は、整備区域の見直しによるエリアの縮小等もあり、処理人口は基準年次から約2千人増加し約56万2千人になる見込みです。

(2) 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設は農業振興地域における生活排水対策として実施されており、すでに整備が完了していること、今後の人口減少の影響から、基準年次から約千人減少し約1万5千人になる見込みです。

(3) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は人家が散在しているため下水道や農業集落排水等の集合処理では経済的に不利な地域や下水道の未整備地域で整備されています。

下水道の整備区域の拡大により浄化槽処理人口の一部は下水道人口に置き換わるもの、自治体の整備手法が集合処理から個別処理へ変更されることなどから、基準年次から約8千人増加し約12万1千人になる見込みです。

(4) コミュニティ・プラント

コムニティ・プラントは、集合住宅などに整備されており、すでに事業は完了していること、整備済の区域内での人口減少や下水道の整備の進捗に伴い下水道接続へと移行することから、基準年次から約千人減少し約6千人になる見込みです。

(5) 小規模集合処理施設

小規模集合処理施設の事業も完了しており、今後は人口減少により処理人口も減少する見込みです。

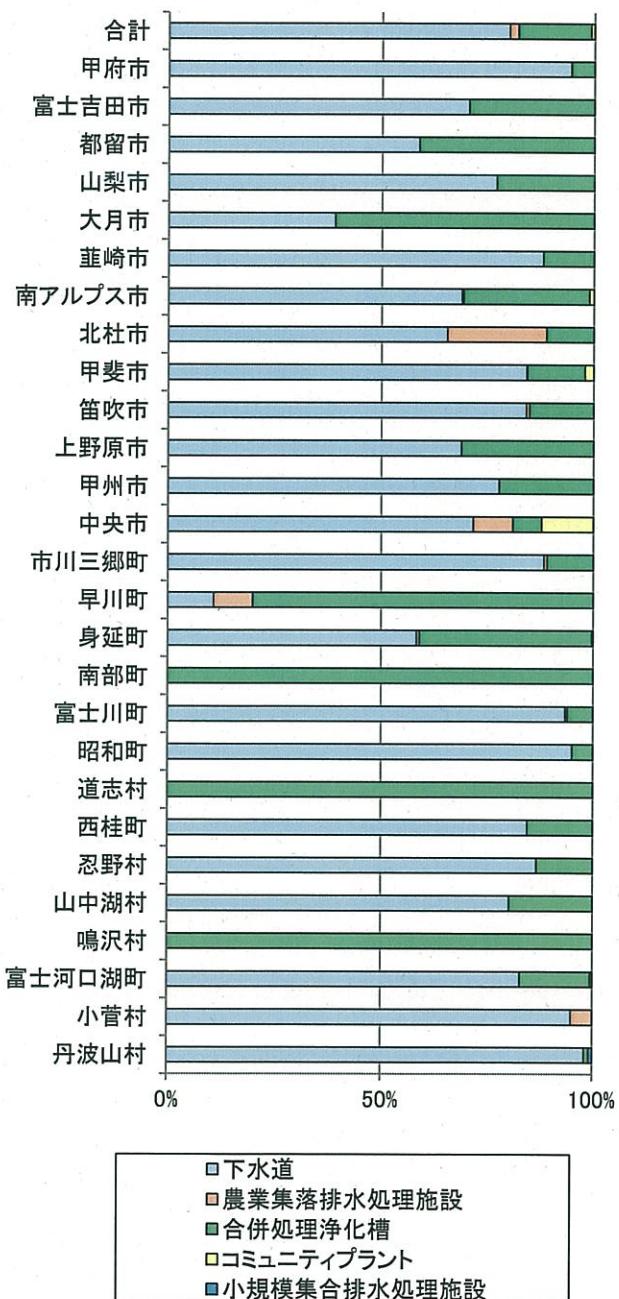
事業別処理人口とクリーン処理率の推移

	構想基準年次(H24)	構想目標年次(H35)
下水道	539,542	562,323
農業集落排水処理施設	16,088	14,692
合併処理浄化槽	112,613	120,932
コミュニティプラント	6,541	5,731
小規模集合排水処理施設	50	28
合 計	674,834	703,706
県 人 口	863,917	804,795
生活排水クリーン処理率	78.1%	87.4%

各市町村における事業別処理人口の割合を見ると、人口密度が比較的高い市町村では下水道事業を、家屋間距離が大きく、下水道整備の事業コストが高い地域では、主に合併処理浄化槽が整備されます。

また、地域によっては農業集落排水処理施設や特定環境保全公共下水道といった事業が選択されることもあります。

事業別処理人口の構成比率
(平成35年度末)



5 構想の推進

本構想が目指す生活排水クリーン処理率の目標を達成するためには、県及び市町村が積極的な取組を進める必要があります。

また、この目標達成には、県民の理解と協力が必要不可欠であることから、広報等を通じ広く普及啓発活動も積極的に行っていきます。

(1) 地域特性に応じた効率的な施設整備

河川等の公共用水域の水質保全のため、市町村は社会・経済情勢の変化や財政状況を考慮し、地域の実情に応じて、最も効率的な生活排水処理施設を選択し整備していきます。

(2) 財源の確保

生活排水処理施設整備事業を推進していくためには、財源確保が重要な課題であることから国の助成制度の拡充等について国に対して働きかけていきます。

(3) 集合処理の推進

県及び市町村は、今後も経済的な工法を検討し、効率的な生活排水処理施設の整備を進めています。

また、整備済みの地域についても住民が速やかに施設への接続を行うよう、広報等により普及啓発活動を行っていきます。

(4) 合併処理浄化槽への転換

県及び市町村は合併処理処理浄化槽設置に関する助成制度を住民に対して周知し、単独処理浄化槽や汲み取り便所からの合併処理浄化槽への転換を推進します。

また、県は、市町村に対して、市町村が主体となって計画的に整備が可能である市町村設置型の合併処理浄化槽整備の導入や個人設置型からの移行についても働きかけていきます。

(5) 県民への普及啓発

生活排水処理施設の整備を推進するためには、県民の理解が不可欠であることから、生活排水処理施設の役割と必要性について県と市町村は広報等を通じて普及啓発を行っていきます。

6 進行管理

構想の計画的な推進には、進捗状況の的確な把握が必要であることから、県では、市町村ごとの生活排水処理施設の整備が計画通りに行われているか進行管理を行っていくとともに、毎年市町村ごとの普及率を県のホームページに掲載し、公表していきます。

また、効率的な整備を行うために、進捗の遅い市町村に対して、事業計画、推進方法等について検証しフォローアップを行っていきます。

そのほか、年に1回、全市町村を対象とした研修会を開催しその中で情報提供していきます。

平成35年度生活排水処理施設整備目標

市町村名	総人口	下水道	農業集落排水処理施設	簡易排水施設	林業集落排水処理施設	合併処理浄化槽	コミュニティプラント	小規模集合排水処理施設	衛生処理人口	生活排水クリーン処理率
甲府市	188,710	178,095	225			10,132			188,452	99.9%
富士吉田市	46,430	24,031				10,086			34,117	73.5%
都留市	28,876	10,455				7,367			17,822	61.7%
山梨市	31,926	19,837				5,924			25,761	80.7%
大月市	22,052	5,081				7,940			13,021	59.0%
韮崎市	29,333	21,579				2,937			24,516	83.6%
南アルプス市	70,319	42,789	260			18,487	635		62,171	88.4%
北杜市	46,160	29,628	10,617			5,050			45,295	98.1%
甲斐市	71,126	53,822	100			8,763	1,300		63,985	90.0%
笛吹市	65,249	42,551	389			7,663			50,603	77.6%
上野原市	24,280	12,440				5,660			18,100	74.5%
甲州市	30,169	19,045				5,483			24,528	81.3%
中央市	30,500	21,480	2,806			2,042	3,688		30,016	98.4%
市川三郷町	14,706	12,683	110			1,570			14,363	97.7%
早川町	828	41	35			307			383	46.3%
身延町	10,668	5,092	60			3,570		25	8,747	82.0%
南部町	6,901					6,693			6,693	97.0%
富士川町	14,902	13,754	69			896			14,719	98.8%
昭和町	21,430	18,023				939			18,962	88.5%
道志村	1,685	0				1,370			1,370	81.3%
西桂町	4,065	3,012				554			3,566	87.7%
忍野村	10,030	6,117				941			7,058	70.4%
山中湖村	5,546	4,015				993			5,009	90.3%
鳴沢村	2,858					1,914			1,914	67.0%
富士河口湖町	25,263	17,999				3,646	108		21,753	86.1%
小菅村	416	395	21						416	100.0%
丹波山村	366	359				4		3	366	100.0%
合計	804,795	562,323	14,692			120,932	5,731	28	703,706	87.4%